

北労発基 0323 第4号  
令和5年3月23日

一般社団法人  
北海道ビルメンテナンス協会長 殿

厚生労働省北海道労働局長  
(公印省略)

### 令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃より労働行政の推進につきましては、格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年6月1日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成29年より「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各労働災害防止団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んでいるところです。

昨年、北海道内で発生した休業1日以上の熱中症による労働災害は、前年比37件減少の30件の発生でしたが、7月には熱中症による死亡災害が1件発生しており、業種別に見ると建設業11件（含む死亡）、製造業、商業、その他の事業で夫々3件発生しており、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。

また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを見発された」など、熱中症発症時や緊急時の措置が適切ではなかったことが認められています。

つきましては、熱中症による労働災害を防止するため、令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を別添実施要綱により実施しますので、貴会におかれましても本キャンペーンの趣旨を踏まえ、各事業場において下記熱中症防止対策が重点的に取り組まれるよう特段の御配慮をお願いします。

#### 記

- 1 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。
- 2 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと。
- 3 衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し周知すること。

担当 労働基準部健康課 労働衛生専門官  
電話 011-709-2311(内線3563)